

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則
 - 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
- （以上県例規集登載）

子ども未来課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十五号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第六条中「の各号」を削り、同条第一号中「指導させるときは児童指導措置通知書（様式第十一号）を児童委員」を「指導させ、又は市町村、児童家庭支援センター、障害者等相談支援事業を行う者若しくは法第二十六条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させるときは児童指導措置通知書（様式第十一号）を児童委員、市町村の長、児童家庭支援センターの長、障害者等相談支援事業を行う者又は同号に規定する厚生労働省令で定める者」に改め、同条第二号中「若しくは」を「、又は」に改め、「委託し、又は児童家庭支援センター若しくは障害者等相談支援事業を行う者に指導を」を削り、「里親、」を「里親若しくは」に改め、「児童家庭支援センターの長若しくは障害者等相談支援事業を行う者」を削る。

第九条中「加え、又は加えさせた」を「行い、又は行わせた」に改める。

第十六条第四項を次のように改める。

4 第一項及び前項の規定は、法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて一時保護を行った者が当該措置に要する費用を請求する場合に準用する。

様式第七号中「法第27条」を「児童福祉法第27条」に改める。

様式第九号中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「うえ」を「上」に

- 「 児童福祉司
知的障害者福祉司
に指
2 第1項第2号の規定により 年 月 日
社会福祉主事
児童委員

導を付託した。

を

ふりがな	
氏名	

指導担当者	連絡先	電話	()	-
-------	-----	----	-----	---

「 2 第1項第2号の規定により 年 月 日次の者に指導させた。指導を委託した。

付託先	児童福祉司，知的障害者福祉司，社会福祉主事，児童委員，市町村，児童家庭支援センター，障害者等相談支援事業を行う者，法第26条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者
氏名又は名称	(氏名には，ふりがなを付けること。)
住所又は所在地	電話番号 ()

「 里親 児童福祉施設 に委託させた。
 児童福祉施設 指定発達支援医療機関 に入所
 4 第1項第4号の規定により 年 月 日家庭裁判所へ送致した。」

「 小規模住居型児童養育事業を行う者 に委託した。
 里親 指定発達支援医療機関 に入所させた。
 児童福祉施設
 4 第1項第4号の規定により 年 月 日家庭裁判所へ送致した。」

。
 。

様式第二十一号(裏)中「前条第1項の規定による出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」と、「又はその」を「、又はその」と改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の児童福祉法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際、現に発行されている改正前の様式第二十一号による身分証明書は、当分の間、改正後の様式第二十一号による身分証明書とみなす。

◎岡山県規則第五十六号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三子ども未来課の部2の項9中「~~第13条~~」を「~~第13条第1項~~」に改め、同項に次のように加える。

10 保護者に対する助言（第13条第2項）										○ 児童相談 所長	
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--

附則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

岡山県知事 伊原木 隆 太